

第5回 横浜市下水道事業経営研究会（第10期）	
日 時	令和8年4月24日（金）10：00～11：30
開催場所	横浜市庁舎18階 共用会議室みなと1～3
出席者	滝沢座長、伊集副座長、加藤委員、原委員、松行委員
欠席者	川口委員、木曾委員、白石委員、吉永委員
開催形態	公開
議 題	（1）公民連携のさらなる推進について （2）横浜市下水道事業中期経営計画2026（原案）について （3）その他
議 事	1 開会 下水道河川局長挨拶 2 議事 （1）公民連携のさらなる推進について ○事務局 資料1－1「公民連携のさらなる推進について」、資料1－2「検討部会設置要綱（案）」について説明。 ○滝沢座長 ご欠席の川口委員よりご意見頂戴していますので、事務局から読み上げをお願いします。 ○事務局 資料1－1「公民連携のさらなる推進について」P17、P18のように、「③どちらともいえない」が3割を超える回答となっていることは回答者の多くが迷っているということではないでしょうか。 P18の問いは、これを②の回答数に含めると①の回答数を超えることになりますので留意が必要です。なぜ③の回答者が迷ったのかを今後検討する必要がありますようにも思いました。 ○事務局 サウンディング型市場調査によるアンケートの回答理由についてですが、必ずしも「迷った」という意図ではなく、 ・これまで実績がない業務である ・調査対象外、または業務範囲外である といった理由から、「回答を差し控えたい」と判断をされた事業者が多かったというものです。 そのため、③については、対象外として整理させていただいております。 ○伊集副座長 今回、サウンディング型市場調査を行った結果、管路、施設それぞれを個別に管理するのが望ましい、という事業者の回答が多かったため、分けて実施する方向性を選択した、という理解です。 そうすると、参入できる事業者が増えることで、競争性が保たれ、管理の質が向上することも期待できると思います。 一方で、事業者の立場としては「個別管理が望ましい」という意見があるものの、実際に責任を持つ横浜市の立場から見た場合に、一体的に管理する方が望ましい点や、逆に個別にした場合のデメリットなど踏まえた上で、総合的に個

別管理が望ましい、という結論に至っているのかどうか。現状の説明だと、「事業者が望んでいるので分けます」という説明に聞こえてしまうので、市としての判断も示されると、より分かりやすいのではないかという印象を持ちました。

○事務局 これまでの実績も踏まえて、まずは中大口径管と汚泥資源化センターを対象に、水の官民連携（ウォーターPPP）を導入していきたいと考えています。

その上で、企業としてどのような形で参画可能なのかを確認するために、サウンディング型市場調査を実施しました。その結果、「この形であれば参画できる」という声を確認できたため、今回の考え方を整理しています。

小口径管及び水再生センター・ポンプ場についても様々な意見をいただいていますので、メリットデメリットを含めて今後も引き続き検討していかなければならないと考えています。

○加藤委員 私からも関連して二点あります。一つ目は水再生センターと汚泥資源化センターの管理について、アンケート結果では個別で発注された方が受注機会が拡大する、技術が異なるという意見がある反面、下水道事業全体最適を図れるということから「一体的に管理することが望ましい」という回答も6票あります。これは、片方の技術をもっている事業者と両方の技術を持っている事業者がいて、片方の技術をもっている事業者は個別に管理することが望ましいという回答で、両方の技術をもっている会社は一体的に管理することが望ましいという回答をしていると思われます。下水道事業の全体最適を図ろうとするならば、横浜市としては両者対応可能な会社に任せた方がよいのではないのでしょうか。

二つ目は、水再生センターの管理を希望する会社もいると思います。客観的・合理的な理由をどのように説明するのでしょうか。

○事務局 マーケットサウンディングを実施した結果として、こういったご意見が出てきているわけですが、横浜市の場合、水再生センターと汚泥資源化センターの規模も大きいため、スケールメリットは働いている状態です。その中で民間の力を活用していくことはご意見の通りと考えており、これまでも模索していますし、これからもやっていかなければならないと考えています。

本市では、平成15年からPFIを導入し、早い段階から包括にも取り組んできました。水再生センターについては直営だけではなく、平成16年から委託も導入しており、現時点では公民のベストミックスな状態と考えていますが、今後人材不足や民間の力の活用がますます重要になると考えています。あらゆる選択肢を排除しないようにこれからも効率性を追求しながら進めていきたいと考えています。現状としては、汚泥資源化センターの新たな公民連携手法を導入したいと考えています。水再生センターについては今後検討は行っています。

○加藤委員 横浜市が考える方法で進めること自体に異論はないが、その判断の客観的かつ合理的な説明が求められると考えます。少なくとも1か所の水再生センターにおいて委託を導入し、直営との比較検証を行うことも有効ではないかと思います。仮に検証の結果、直営の方が効率的であると示せば、その

判断根拠を説明できると思います。そのような検証を行わない場合、「コスト削減努力を最大限行ったのか」と問われた際に十分な説明を行うことができなくなるのではないかと懸念しています。

○**滝沢座長** 他の事業体においても W-PPP は少しずつ始まってはいますが、どこを対象にするかはまちまちです。管路だけをやっているところもあれば、いろんなやり方があります。そういう意味では、この制度そのものが始まってまだ日が浅いですし、既に取り組みを始めた事業体は二桁に届かないと思います。そういう意味では、大規模な事業体として横浜市が取組に参画してチャレンジして下さるということ自体に、意味があるのかなと思います。

○**事務局** 今回はまさに、「どこで線引きするか」という話だと思っています。中大口径管から水再生センター、そして最終の汚泥資源化センターまでをパッケージにするというのは、業務上の責任分界点や、公民の責任分界点という意味では、やりやすい面もあるのかなとは思いますが、しかし、先ほどご指摘もありました通り、そこまで踏み込んでいくには、全国的にもまだ経験値や知見が十分ではありません。そういう中で、現時点では、という言い方になりますが、横浜市としては、まず中大口径管と汚泥資源化センターで導入してみたいと考えています。水処理については、この先を見据えて、再構築プランを打ち立てていく予定です。他都市では、DBM、DBO なども含めて進んでいる事例もありますので、そうした事例も参考にしながら、水再生センターについても別問題にすることなく、広い意味で検討を進めていきたいと思っています。

○**松行委員** 今回の新たな公民連携は更新要素が加わることと思います。民間事業者は自ら更新していかなければならなくなるため、長寿命化などに積極的に取り組むメリットがあるといわれていますが、その反面更新にかかる費用を賄う必要があるため、料金に関する民間事業者の影響力が強くなるのではないかと思います。新たな公民連携手法を取り入れたとしても、料金については横浜市で管理できるという理解でよいでしょうか。

○**事務局** 今回はレベル 4 のコンセッション方式の導入ではなくレベル 3.5 を想定しており、料金は引き続き市が担います。レベル 3.5 の場合、更新支援型と更新実施型の方式があり、更新支援型については更新計画の策定までを担ってもらい、更新自体は横浜市が発注を行う形もあります。この更新支援型もしくは更新実施型のいずれを導入していくかは、今後の検討の中で議論していきます。基本的に料金については、横浜市で管理していきます。

○**原委員** 下水道施設の維持管理は全国的に大きな課題であり、公民連携を進めていくことは非常に重要だと理解しています。その上で、事業者のコンプライアンスの遵守やガバナンス体制、チェック体制についても着目すべきと考えます。その点について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○**事務局** 10 年間という長期になりますので、今後議論していく中で、コンプライアンスを含め事業者に対するチェック体制を仕様書など含めてどのような形で確認していくか検討していく必要があると考えています。

○伊集副座長 「公民連携」と「官民連携」の表現が混在していますが、使い分けがあるのでしょうか。国の方では「水の官民連携」いわゆる W-PPP という言い方をしているので、国の制度をさす場合は「官民連携」を使っており、それ以外のところでは「公民連携」という印象を持ちました。そこに使い分けがあるのか確認させていただければと思います。

○事務局 国の制度上は「官民連携」という表現ですが、地方自治体が「官」を使うことは馴染みがないため、本市としては市民の皆様に説明しやすい「公民連携」という表現で進めています。

○伊集副座長 資料 1－1「公民連携のさらなる推進について」P8 では「行政と民間のパートナーシップの強化するため」と記載がありますが、これは横浜市としての表現であり、「公民連携」を意識している理解で合っているのでしょうか。「行政と民間」の表現は「官民連携」をイメージしやすい。「公共と民間」と表現とせず、「行政と民間」と記載したのは、運営主体が下水道河川局であり、政策を実行し市民の共感を得ていくというように、横浜市が政策の主体として行政部局が中心になるという特徴があるのではないかと理解しています。そういったところを踏まえると、意識として「公民連携」よりも「官民連携」の方に意識がある印象があると思ったのですが、必ずしもそういうわけではないということでしょうか。

○事務局 必ずしもそのような意識ではなく、これからも「公民連携」でやっていきたいと考えています。

○滝沢座長 もともとこの制度は国が創設したものですが、国には直轄事業があり、国は「官」という表現を使ってきました。それが地方公共団体の事業へ広まってきた際に、地方「公」共団体ですから、「官」という表現は馴染みがありません。横浜市だけでなく、全国の多くの地方公共団体の上下水道において、「官」よりは「公」という表現を使用していることを踏襲したものであり、横浜市が特異的に「公」を使用しているわけではありません。

○滝沢座長 事務局からの説明にありましたとおり、本研究会で「下水道施設の公民連携事業検討部会」ならびに「下水道管路の公民連携事業検討部会」について調査研究及び審議することを依頼されています。そこで、委員の皆様から、それぞれの部会について調査研究及び審議する必要性をご承認いただくとともに、運営要綱第 6 条に基づく検討部会の設置についてのご了解をいただきたく存じますが、御異議ございませんか。

－異議なし－

○滝沢座長 御異議が無いようですので、「下水道施設の公民連携事業検討部会」ならびに「下水道管路の公民連携事業検討部会」を設置することとします。

○滝沢座長 経営研究会運営要綱第 6 条第 2 号では、「検討部会は、座長が指名する委員若干人及び専門委員をもって組織する。」とされています。

そこで、「下水道管路の公民連携事業検討部会」は、事務局の提案に基づき、加藤委員ならびに川口委員及び、資料１ P27 に記載の専門委員３名の計５名で組織することとします。

加藤委員、川口委員、よろしくお願いいたします。

同様に「下水道施設の公民連携事業検討部会」についても、事務局の提案に基づき、伊集委員及び資料１ P30 に記載の専門委員４名の計５名で組織することとします。伊集委員、よろしくお願いいたします。

また、それぞれの部会の運営にあたっては、資料１－２の「下水道管路の公民連携事業検討部会設置運営要綱」および「下水道施設の公民連携事業検討部会設置運営要綱」に基づいて運営することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なし－

○**滝沢座長** それでは、管路及び施設における新たな公民連携事業に関して議論するための部会を設置することとし、検討部会での検討状況については、今後の研究会で報告を受けることとします。

（２）横浜市下水道事業中期経営計画 2026（原案）について

○**事務局** 資料２－２「横浜市下水道事業中期経営計画 2026（原案）」、資料２－１「横浜市下水道事業中期経営計画 2026（原案）について」について説明。

○**滝沢座長** ご欠席の川口委員よりご意見頂戴していますので、事務局から読み上げをお願いします。

○事務局

① 横浜市下水道事業中期経営計画 2026（原案）P144 下水道事業会計のしくみについて、収益的支出は主に長期前受戻入、一般会計負担、そして下水道使用料ではないですか。「１年間の下水道使用料など」とするのではなく、この三区分に分けて記載する方が市民に分かりやすいと思います。また、この三区分にすることで注書の「長期前受け金戻入」についても棒グラフに現れますので理解に資すると思います。

② 横浜市下水道事業中期経営計画 2026（原案）P144 累積資金の動きについて、企業会計では、キャッシュフローの説明では「資本的収支差引額」とまとめるのではなく、「企業債の増減」、「建設改良費」、「国庫補助金」は分けて説明することが通例です。市民に分かりやすくするため、これらは分けて表現すると良いと思います。

③ 横浜市下水道事業中期経営計画 2026（原案）P28 管路施設の老朽化図について、耐用年数を伸ばす資本的支出となる改良費を従前より支出していること、その影響は図に反映しておらず実質的に新しくなった管路も赤く表示されていることを注書することが望ましいと思います。これにより今まで多額の建設改良費を支出してきたことの説明になると思います。

○**事務局** ご意見①、②については、頂いたご意見を踏まえて、より市民の皆様に関わりやすい図解になるように検討・工夫します。ご意見③については、

整備状況が反映できるよう取り組んでおりますが、作業に時間を要しているため、本計画においては、ご指摘の通り供用開始からの経過年数を注釈に記載することで、現在と10年後の管路施設の標準耐用年数を超過した管路施設の規模感をお伝えし、今後の対策の必要性について見える化しました。

○加藤委員 中期経営計画の資料はよくできていると思います。最近見た自治体の資料と比較しても極めて見やすく整理されていると思います。本計画にDXについての記載はあるでしょうか。

○事務局 P116「下水道事業における戦略的なDXの推進」に記載がございます。

○加藤委員 資料2-2 P3「財政収支計画」において、収益的収入が使用料の減少以上に減っていますが、別途大きい要因があるのでしょうか。

○事務局 一般会計繰入金の減少や、これまで見込んでいた特別利益を今回見込んでいない点など、複数の項目が影響しています。

○加藤委員 使用料以外の減少が大きいということですね。

○事務局 はい、その通りです。

○原委員 資料2-2の財政収支について、将来的に純利益がマイナスになる点が気になります。事業を行っていくうえで、予算的には問題ないとのことですが、市民へのサービスの低下などにつながる懸念はないでしょうか。資料についてはわかりやすくなったと思います。市民への周知が進むとよいと思います。

○事務局 純利益が下がってくる見込みですが、低下させないように取り組んでいきたいと考えています。財政状況が厳しいこともありますので、収入確保や支出削減に取り組んでいきたいと考えています。

○原委員 今後、状況により純利益は変動するという理解でよいでしょうか。

○事務局 計画上は表の通りですが、収入確保・支出削減に取り組んでいきたいと考えています。

○伊集委員 資料2-1 P.7に「財政ビジョンの記載がない」との意見があり、これは、中期経営計画のP136のコラム内に「本計画では、令和4年度に策定した「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を踏まえ、将来の市民負担を抑制する観点から、累積資金残高として400億円を確保しています。」と記載されていることと思いますが、関連性が分かり辛いと思います。私の理解では、横浜市財政ビジョンの「「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」を2040年度に現在水準に抑制」する目標に準じて、下水道事業の運営を行っていくという関係になっていると思います。一般会計で借入金の市民一人当たり残高を維持するために、下水道事業においても、一般会計繰入金を減らすなど影響があるということでしょうか。累積資金残高400億円に

	については、コラムに「災害時などの不測の事態においても、民間事業者等への支払が滞ることのないよう、過去の支払が集中した時期の実績等を踏まえて設定したものです」と記載があります。下水道経営研究会第9期の報告書では、過去の支出額を数値で示して「400億円程度の資金を最低限確保しておくことが望ましい」としていましたが、そちらを踏まえて設定されているということでしょうか。 横浜市財政ビジョンと下水道事業の関係が、もう少し伝わるように、検討が必要と思います。 ○事務局 ご意見の通り、一般会計が対応する借入金の市民一人当たり残高を抑制していく目標があり、雨水に関しては一般会計繰入金がありますので、手元資金を活用しながら起債を抑制していく必要があります。この点については、ご意見を踏まえ、表現や記載の工夫を検討していきます。 ○松行委員 資料を確認し、分かりやすくできていると思います。イラストや写真が多く、このように取り組んでいるというメッセージがわかりやすく伝わります。 累積資金残高 400 億円を確保すると記載がありますが、10 年間の長期財政収支では 2034 年度に累積資金残高 400 億円を切っています。こちらは表に記載があるのみで、説明がありません。こちらについてお考えはあるでしょうか。 ○事務局 貴重なご意見ありがとうございます。 財政運営の考え方については、P136 に提示させていただいていますが、財政的に厳しい状況が来ている中で、様々取り組んでいかなければならないと考えていますが、現状を示させていただいております。 (3) その他 (全国特別重点調査の実施状況) ○事務局 記者発表資料「下水道管路の全国特別重点調査の実施状況について (令和8年3月末時点 速報値)」について説明。 <質疑無し> ○滝沢座長 以上をもちまして本日予定していた内容はすべて終了しました。委員の皆さまには円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございます。進行を事務局にお返しします。 3 閉会
資料	資料1－1 公民連携のさらなる推進について 資料1－2 検討部会設置要綱 (案) 資料2－1 横浜市下水道事業中期経営計画 2026 (原案) について 資料2－2 中期経営計画 2026 における財政状況 参考資料1 横浜市下水道事業経営研究会 (第10期) 委員名簿 参考資料2 横浜市下水道事業経営研究会運営要綱 記者発表資料 下水道管路の全国特別重点調査の実施状況について (令和8年3月末時点 速報値)